

晋爵と宋爵：再び「劉宋の五等開国爵と貴族」について

越智，重明

<https://doi.org/10.15017/2329158>

出版情報：史淵. 85, pp. 39-73, 1961-05-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



晋 爵 と 宋 爵

——再び「劉宋の五等開國爵と貴族」について——

越 智 重 明

は し が き

晋宋の交代は単なる皇統の交代以上に大きい歴史的意義があり、政治構造（より端的には支配構造）に見える変化は著しいものがある。兩時代を通じて支配階層が士大夫（広義の貴族）であることに変わりはないが、政治構造における士大夫のありかたは兩時代でかなりの相異がある。晋時代皇帝は士大夫に内面的、精神的に政治的支配者としての一体感ともいうべきものをもち、それを政治構造に示していた。ところが、宋時代皇帝は「絶対」者としての距離感のみを以て士大夫に對し、かつかれらを全面的に官人として自己の掌中に把握しようとした。そうした様態は南朝を通じて存在し、しかも巨視的には時代が降るにつれて強化される。南朝における異様な政治は右のような政治構造と国力の微弱さとのキシミあいのなかに生じたものであり、（一面では家系の固定化との関連をもつが）上級士大夫の官人としての無能化、斉時代の陰惨な皇親の生活、皇帝側近の寒人による官僚機構運営の破壊、王朝の運命の短かいこと、これらはすべて右の政治の様態から生じたものである。そのことは換言すれば皇帝の一元的人頭支配のもつ矛盾なのである。

筆者はかつて晋宋兩政權の性格の変化を素姓の五等（開國）爵制から瞥見したことがあつた。そこでは晋時代五等爵が

上層部の士大夫に殆んど自動的に与えられていたが、宋時代には皇帝に対する忠誠・功績によつて与えられることになり、非士大夫がそこに大幅に進出してきたことを論じた。⁽¹⁾ 本稿では第一に、純制度史的に、五等爵が晋宋兩時代でどのように変化したかを、爵の温存面で検討し、第二に、晋時代の爵制と（周時代存したと考えられていた）中国の封建制との相異を明かにし、第三に、それらを綜合して右に述べた政治構造の変化への理解を深化すべき一助としようとするものである。なお、第四に、以上の考察の間に五等爵制における租秩のことをとりあげる。

なお、本稿でいう爵はとくに断わらない限り、一応素姓の五等（開国）爵に限定する。

一

本節では、五等爵の繼承を制度史的に考察し、その間に晋宋兩時代における相異点を取りあげる。

第一に、兩時代殆んど変化のなかつた点を検討する。（以下、とくに断わらなくても、本稿でいう家の「繼承」は、爵の繼承をもつものとする。）晋時代の爵の繼承に關し、仁井田陞氏は、通典に、

晋侍中庾純云、古者所以重宗、諸侯代爵代國諱改焉、下同士大夫代祿。防其爭競、故明其宗。……今、王侯有爵土、其所防、与

古無異。重嫡之制、不得不同。

とあるのを引いて、封爵相続人には、第一に嫡妻長子を、第二に嫡出長孫を選定すべく、嫡妻長子の兄弟は嫡出長孫のない場合に限つて選定されるべき高見を示されている。⁽²⁾ その順位が原則として守られているのはいうまでもない。晋書卷七十六

王舒伝に、

（王舒）長子晏之、蘇峻時為護軍參軍。遇害。晏之子崑之嗣。

とある。王晏之には王允之のような著名の弟があつたが、王崑之が王舒の爵彭澤縣侯を嗣いだのは嫡妻長子について嫡出

長孫が襲爵の順位となっており、その原則が守られたからであろうと想われる。また庶子が嫡子よりも年長の場合であるが、この際も嫡子が襲爵している。晋書^{卷三十三}王祥伝に、

祥有五子。肇夏馥烈芬。肇肇庶。夏早卒。馥嗣爵。

とあるのはその例である。つぎに直系卑属―男系男子を缺いだときのことであるが、晋時代それを欠いだにもかかわらず爵が継承された例は極めて数多い。ここに若干の例をあげると、従子の場合として、晋書^{卷三十三}鄭冲伝に、
冲無子。以従子徽為嗣。

とあり、晋書^{卷三十四}羊祜伝に、その子がなかつた羊祜の爵の継承に關し、

帝以祜兄子暨為嗣。暨以、父没不得為人後。帝又令暨弟伊為祜後。又不奉詔。帝怒並収免之。太康二年（西紀二八一年）、以伊弟篇為鉅平侯。奉祜嗣。

とあり、晋書^{卷七十七}何充伝に、

（何充）無子。弟子放嗣。

とある。こうした爵の継承は始封のものに従子に限らず、爵が伝承されてのち、伝承者が死した際その従子が爵を継承するという形でも現われている。例えば、晋書^{卷三十五}陳興伝に、陳繇の爵を伝襲していたその曾孫陳粹が永嘉中に害に遇つたのを記してのち、

孝武帝、以繇玄孫襲爵。卒。弟子浩之嗣。

とあり、晋書^{卷六十五}王協伝に、

（王協）襲爵武岳侯。早卒、無子。以弟劭子謐為嗣。

とあり、晋書^{卷七十九}謝安伝に、

(謝該) 無子。弟光祿勳模、以子承伯嗣。

とある。また、從孫の場合として、晋書卷三荀顗伝に、

荀顗無子。以從孫徵嗣。

とあり、晋書卷四十一魏舒伝に、魏舒には唯だ一子魏混があつただけであるが、かれに先立つて卒しており、庶孫魏融―恐らくは魏混の子―をたて嗣せしめようとしたが、これまた早卒したのを記してのち、

從孫晃嗣。

とあり、晋書卷四十九阮籍伝に、

(阮孚卒。) 無子。從孫広嗣。

とあり、晋書卷八十九嵇紹伝に、

(嵇紹) 長子肅有父風。早夭。以從孫翰襲封。

とある。また、從兄弟の子の場合として、晋書卷三十九王浚伝に、王浚の庶子でその博陵県公を襲いだ王浚が死し、しかも浚に子が無かつたものを記してのち、

太元二年(西紀三七七年)、詔、興滅繼絶、封沈從孫道素、為博陵公。

とあり、晋書卷六十七郗超伝に、

超無子。從弟儉之、以子僧施嗣。

とある。右二例は始封の場合のものでないが、必らずや始封の場合にもそうしたことがあつたであろう。以上見たところから、爵の繼承が事実上極めて広範なものであつたのが知られよう。

ちなみに、晋書卷四十四華表伝に、觀陽伯であつた華表の卒後、その長子華廙の襲封について問題が起つたときのこととし

て、

(前略) 大鴻臚何遵奏、虞免為庶人。不応襲封。請、以表世孫混、嗣表。有司奏曰、虞所坐除削爵。爵一時之制、虞為世子、著在名簿。不聴襲嗣、此為刑罰再加。云云。

とある。結局、華虞は觀陽伯を襲い、卒後その長子華混―右文に見える世孫混―がさらに觀陽伯を襲つてゐる。また晋書卷九桓温伝を見ると、桓温はその生前、長子桓熙を世子としているが、このように見てくると、封爵相続人たる世子が官の名簿に記入されていたのが察せられよう。

つぎに宋時代であるが、この時代においても封爵相続人に第一に嫡妻長子、第二に嫡出長孫、第三に嫡妻長子の兄弟、を選定すべきであつたのはいうまでもない。またこの時代においても被相続人の直系卑属―男系男子以外の傍系男子による爵の繼承が往々見られるのであり、例えば從子の場合として、宋書卷四十五王鎮惡伝に、

(王康無子。) 以兄河西太守基子天祐嗣。

とあり、宋書卷四十七劉懷肅伝に、

(劉懷肅卒。) 無子。弟懷慎、以子蔚祖嗣封。

とあり、宋書卷四十七孟龍符伝に、

(孟龍符卒。) 無子。弟仙客、以子微生嗣封。

とあり、宋書卷十七顏師伯伝に、顏師伯と同時に、その子が皆殺されたが、のち師伯の弟顏師仲の子顏幹が封をついたとある。また、宋書卷四十一孝穆趙皇后伝に、

(前略) 於是、追封(趙)裔臨賀県侯。裔長子宣之、仕至江乘令。蚤卒。無子。以弟孫襲之、繼宣之、紹封。

とあるが、これは從孫の場合のことであろう。また從兄の子の場合として、宋書卷八十六殷孝祖伝に、

孝祖子悉為薛安都所殺。以從兄子慧遠繼封。

とあるのがあげられる。これから見て爵の継承が事実上極めて広範なもので、晋時代とはば変りなかつたのが窺われよう。

ただし、晋宋両時代を通じ子が無いため爵の継承が認められず国除となつた場合も当然存する。

第二に、両時代、爵の継承に関して大きい相異面が存したことについてであるが、今迄見てきた爵の継承は人々が有する爵のうち特定の爵の継承を対象としたものである。この際特定の爵というのは一人の有する爵のうちそのものが死亡時有した爵という意味である。ところで、晋時代、すでに爵を有するものが新たに他の爵を有すべき際、あるいは新たに爵を昇される際、そのものは、皇帝に請うて（世子たるべき）嫡妻長子を除く直系卑属―男系男子、あるいは傍系男子に、新たに有すべき爵を有せしめあるいは昇るまえの旧爵を（往々やや変化させて）襲がせているのである。

いまそれについて検討するが、そのまゝに魏時代の爵をめぐる制度にふれておく。旧来有爵者の近親に対し、封戸を分つことと爵を下賜することが一体化して行われていた。後漢末すでに曹氏はそうしたことを後漢の皇帝の名において行つていた。魏志^{卷九}曹洪伝に、

初、太祖分洪戸、封子震列侯。

とあり、魏志^{卷十}張遼伝に、

分封兄汎及一子、列侯。

とあり、魏志^{卷十}于禁伝に、

分邑五百戸、封一子列侯。

とあるのはその例である。これは魏に入つてから盛に行われた。その若干の例をあげると、魏志^{卷二}文帝本紀、黄初二年

(西紀二二一年)二年正月の条に、

辛巳、分三公戸邑、封子弟各一人、為列侯。

とあり、魏志^{卷九}夏侯尚伝に、

(平陵郷侯夏侯尚薨。)子玄嗣。又分尚戸三百、賜尚弟子奉爵關内侯。

とあり、魏志^{卷九}曹仁伝に、

(曹)泰薨。子初嗣。又分封泰弟楷・範、皆為列侯。

とあり、魏志^{卷九}夏侯惇伝に、

(夏侯惇薨。)子充嗣。帝追思惇功、欲使子孫畢侯、分惇邑千戸、賜惇七子二孫、爵皆關内侯。惇弟廉及子楷素自封列侯。

とあり、魏志^{卷九}賈休伝に、

初文帝分休戸三百、封驩弟纂為列侯。

とあり、魏志^{卷十}曹詡伝に、

又進爵魏寿郷侯、增邑三百。并前八百戸。又分邑二百、封小子訪為列侯。

とあり、魏志^{卷十}鐘伝^附に、

(鐘^{かひ}薨。)子毓嗣。初文帝分毓戸邑、封繇弟演及子劭・孫予列侯。

とあり、魏志^{卷十四}程昱伝に、

文帝踐阼、復為衛尉。進封安郷侯、增邑三百戸、并前八百戸。分封少子延及孫曉列侯。

とあり、魏志^{卷十五}張既伝に、

黄初四年（西紀二三三年）（張既）薨。詔曰、……其賜小子翁歸爵関内侯。子緝嗣。

とあり、魏志^{卷十}徐晃伝に、

太和元年（西紀二三四年）（徐晃）薨。……子盖嗣。盖薨。子霸嗣。明帝分晃戸、封晃子孫二人列侯。

とあり、魏志^{卷十}張郃伝に、

郃前後征伐有功。明帝分郃戸、封郃四子列侯、賜小子爵関内侯。

とあり、魏志^{卷十二}陳群伝に

青龍四年（西紀二三六年）（陳群）薨。諡曰靖侯。子泰嗣。帝追思羣功德、分羣戸邑、封一子列侯。

とあり、魏志^{卷十三}杜襲伝に

明帝即位。進封平陽鄉侯。……分邑百戸、賜兄基爵関内侯。

とあり、魏志^{卷十四}崔林伝に、

明帝又分林邑、封一子列侯。

とあり、魏志^{卷十七}王基伝に、

進封安鄉侯。上疏求分戸二百、賜叔父子喬爵関内侯、以報叔父推育之德。有詔、特聽。

とある。この際、魏志^{卷十二}桓階伝に、

階疾病。……徙封安樂鄉侯。邑六百戸。又賜階三子爵関内侯。祐以嗣子不封。病卒。又追贈関内侯。

とあるのから見て、（通常）（嫡妻）長子に対してはその父の封戸を分ちかつ爵を賜うことはなかった（換言すれば嫡妻長子は父の爵の推定相続人となつていた）としてよからう。なお、魏志^{卷九}曹真伝に、

真少与宗人曹遵・鄉人朱讚、並事太祖。遵・讚早亡。真愍之、乞分所食邑封遵・讚子。詔曰、大司馬有叔向撫孤之仁、篤晏平久要之分。君子成人之美。聽分真邑賜遵・讚子爵闕内侯、各百戶。

とある。この記事は、封戸を分ち爵を近親に賜うことが盛行していたのを裏面から証するものではなからうか。

こうした制度は、有功者に対する（広義の）賞与の一種であつて、基体となるべき人物の旧来の爵を温存することとは関係ない。晋時代に入つてもその残存はある。すなわち晋書^{卷三十八}琅邪武王伧伝に、封王の場合であるが、

（琅邪王伧薨。）臨終、表求葬母太妃陵次、并乞分国封四子。帝許之。

とある。また晋書^{卷四十七}傅祗伝に、

（傅祗）以討楊駿勲、当封郡公八千戸。固讓、減半。降封靈川縣公千八百戸。余二千二百戸、封少子暢為武鄉亭侯。又以本封、賜兄子雋為東明亭侯。

とある。この際の「本封」とは闕内侯を指すと思われる。しかし、こうした制度は晋に入ると極めて少なくなつており、爵を近親者に与えるという観点からすれば、それはつぎに述べるような、（世子たるべき）嫡妻長子を除く直系卑屬―男系の男子、あるいは傍系男子に、新たに有すべき爵を代つて有せしめ、あるいは旧爵を（往々やや変化させて）襲がせるといふ制度にとつて代わられたことになる。しかし、この新制度は単にそうした意味での前制度の否定というよりもむしろまったく新しい歴史的意義をもつものとして理解すべきである。まずその具体例をあげると、晋書^{卷六十七}郝鑒伝に、

（郝鑒）更封南昌縣公。以先爵、封其子曇。

とある。郝曇は郝鑒の第二子である。郝鑒の先爵は高平侯であるが、郝曇はそれによつて安東伯となつてゐる。宋書^{卷四十九}劉鐘伝に、東晋時代のこととして、

（劉鐘）以広固功、封永新県男食邑五百戸。……平蜀功、応封四百戸男。以先有封爵、減戸、以賜次子敬順高昌県男食

邑百戸。

とあり、また宋書^{卷五十一}長沙景王道憐伝に、東晉時代のこととして、

(劉道憐) 以広固功、改封竟陵県公食邑千戸。減先封戸邑之半、以賜次子義宗。

とあり、晉書^{卷九十八}桓温伝に、

升平中、改封南郡公。降臨賀為県公、以封其次子濟。

とあり、また晉書^{卷六十五}王恬伝を見ると、王恬は王導の第二子であるが、

(王恬) 襲爵即丘子。

とあり、晉書^{卷六十五}王協伝を見ると、王協は王導の第四子であるが、

(王協) 襲爵武岡侯。

とある。即丘子とは王導が伝襲したその祖父王覽の爵であり、武岡侯とは王導が華軼を討つた功を以て封ぜられたものである。王導はついで始興(郡)公となつてゐる。これはその長子王悦の系統が襲いでゐるが、いままでに見たところとあわせ考へ、王導は武岡侯となつたとき即丘子を第二子に襲がせ、始興公となつたとき武岡侯を第四子に襲がせたものであらう。

晉書^{卷七十九}謝玄伝に、

(謝玄) 以勲、封康楽県公。玄請以先封東興侯、賜兄子玩。詔聽之、更封玩予寧伯。

とあり、また宋書^{卷四十五}檀韶伝に、東晉時代のこととして、

(檀韶) 従討盧循。於左里、又有戦功。并論広固功、更封宜陽県侯食邑千戸。降先封一等為伯、減戸之半二百五十戸、

賜(檀) 祇子臻。

とある。檀祇は檀韶の弟である。また晉書^{卷九十九}桓玄伝に、

玄諷朝廷、以己平元顥功、封予章公、食安成郡。地方二百二十五里、邑七千五百戸。平仲堪・佺期功、封桂陽郡公。地方七十五里、邑二千五百戸。本封南郡如故。玄以予章、改封息昇。桂陽郡公、賜兄子俊、降為西道県公。

とある。当時桓玄は漸く野望を露わにしていた。従つて右の爵に関する記事には受禪へのコースの一段階という意味が多分に含まれてはいるが、兄の子桓俊への爵の措置に、今迄見てきたのと同じ性格のものを窺おうとするのは強ち無理ではあるまい。ところで、後述のように、裴秀の少子裴頠は、その兄裴潛の鉅鹿郡公の爵を襲ぐべき潛の庶子裴懷をさしおい、て鉅鹿郡公の爵を襲いだが、晋書^{卷十五}裴頠伝には、

及（楊）駿誅、以功当封武昌侯。頠請以封懷。帝竟封頠次子該。頠苦陳、懷本承嫡。宜襲鉅鹿。先帝恩旨、辭不獲命。武昌之封、己之所蒙。特請以封懷。該時尚主。故帝不許。

とある。この記事は、新たに旧と異なる爵―さきものものに比して低い―を有すべき際、それを次子に与えた例であるが、このように見えてくると、裴頠が鉅鹿郡公となつたときに考察の開始点をおいた際、右の帝の処置は単に謝該が公主に尚し、ていたために生じたというよりも、当時の旧爵温存の原則の適用あるいは準用によるとされるのではなからうか。

なお、魏時代にあつては旧爵の温存は見当らないようである。南齊書^{卷十二}予章文献王伝に、宋時代のこととして、太祖破薛索兒、改封西陽。以先爵、賜為晋寿県侯。

とある。蕭疑―後の齊の予章文献王―は、蕭道成―後の齊の太祖―の第二子にあたる。蕭道成はその父蕭承之が宋朝から授けられた晋興県五等男（五等男は男爵より下位の爵である）の「爵」を襲いでいる。後、道成は西陽県侯となつてゐるが、右の南齊書予章文献王伝の記事に則つて考えれば、このとき、晋興県五等男を以てその第二子疑に賜つたことになる。晋時代先爵をその第二子（以下）に賜わるときは、それ以下の等に降されるのが普通であり、例外的に王導の第二子王恬、第四子王協が同等の爵を賜つたことや、傅雱が上級の爵を賜つたことがあるが、右はそうした例外の場合にあては

まる。管見の及ぶ範囲では、宋時代における旧爵の温存はこれだけである。晋宋両時代で旧爵の温存に關し前者は肯定的積極的、後者は否定的消極的であつたと断じて大過ないであろう。

ところで、晋時代、爵の相続において前に述べた相続順位が守られていない場合が往々存する。例えば晋書卷三十五裴秀伝に、

（裴秀）有二子濬・頌。濬嗣。……早卒。濬庶子愷不惠。別封高陽亭侯。以濬少弟頌嗣。

とあり、晋書卷三十五裴頌伝に、

賈充即頌從母夫也。表、秀有佐命之勲。不幸嫡長喪亡、遺孤稚弱。頌才德英茂、足以異國嗣。詔頌、襲爵。頌固讓不許。

とあるが、右の頌裴の輩行主義に則るともいへば裴の相続が原則にはなれた不当のものであつたのは明かである。また晋書卷十六陶侃伝を見ると、陶瞻が有爵者陶侃の世子となつていたが陶侃に先立つて卒したため、（瞻の弟と思われる）陶夏が改めて世子となつている。陶瞻には陶弘という子がいた。陶夏が陶侃の爵を襲ぐまえ（つまり陶侃の生前）に卒したため、

詔、復、以瞻息弘、襲侃爵。

とあるが、陶夏が世子と定められたところには、輩行主義を見ることが出来る。ところで嫡系主義の否定は一般にいう輩行主義以外の形にも現われている。例えば晋書桓玄伝に、

温甚愛異之（桓玄を指す）。臨終、命以為嗣、襲爵南郡公。

とある。桓玄は桓温の第六子でかつ庶子であつた。温が薨じたとき兄たちはすべて生存していたと思われる。そのうち庶子がどれどれであつたかわからないが、何れにしても最年少の庶子たる玄が温の爵をついだのが正常でないのは疑いないところである。また晋書卷十三王戎伝に、王戎の子王万が卒したことを記してのち、

有庶子興。戎所不齒。以從弟陽平太守愔子、為嗣。

とあつて、直系を排して傍系に爵を襲がしめたことを物語つてゐる。こうした諸例はいくら多くあつても原則の存在を否定するものとはいえないが、原則を守ること自体がルーズになつてゐたのを示唆するのは疑いない。一方、宋時代であるが、宋書^{卷五十二}褚叔度伝に、

（褚湛之）以南奔、賜都鄉侯。大明四年（西紀四六〇年）卒。……子淵庶生。宣公主、以淵有才、表為嫡嗣。

とある。郷侯はいうまでもなく五等爵の下にあるもので、かつ伝襲されるものである。この継承の順位も当然五等爵の場合と同一であらうが、右の褚淵の襲爵はその原則を破つてゐる。しかしこうしたことは宋時代殆んど他に例がなく、また管見の及ぶ範圍では、晋時代に往々見えるような爵の変則的な継承はない。

いま晋宋兩時代においてこうした相異の生じた背景の一端を考えて見ると、まず晋時代であるが、そこには新旧の爵の継承問題がある。さきに見た裴頠のようにその父の爵が最高のもので、自らの功により授けられるべき爵がそれよりも低いというのは例外的であり、通常は父祖のものを襲いだ爵よりも新らしく授けられた爵の方が高く、また自らが次々に授けられた爵も普通のちほど高いものであるが、こうした際の新旧の爵の継承に関し種々の複雑なケースが不可避免的に生じてくる。例えばさきに見たように王導の第二子王恬は導の爵即丘子を襲いでゐる。この即丘子は王導がその祖父王覽から伝襲したものである。新らしくより高い爵が授けられ、かつ旧い爵よりも低い爵をその子孫（一族）に改めて授けられ（あるいは襲がしめられる）際、嫡妻長子がそのより高い爵の継承者たるべく予定され、低い爵が第二子以下に授けられ（あるいは襲がしめられる）のは一般的であり、それが制度的に定まつてゐたのは殆んど間違いないから、こうした点からいへば右の即丘子の爵を王恬が襲いだのに無理はない。しかし、即丘子の爵の継承という点からだけいへば、それは嫡系主義が王導の次の世代で制度的に否定されたということになる。このことは当時における特殊な爵制自体が、その継承面に

矛盾を孕んでいたことを意味する。このような矛盾が広く爵の継承におけるルーズさの生起に間接的心理的に働きかけたことは否定出来ぬであろう。一方宋時代は旧爵が温存されることは殆んどなく、従つて爵の相続において右に見たような矛盾も亦殆んど生ずべくもなかつた。このように見てくると、晋宋両時代における右の相異を生じた背景の一つとして、旧爵の温存の有無の影響があげられるであろう。

ちなみに、宋時代にはかつて魏時代盛行した分封が殆んど消え去つてゐる。ただ封国の収入を近親に分けるべきであるという考えはかなり強かつたようである。宋書^{卷五十八}謝弘微伝に、

（晋）義熙初、（謝弘微）襲（從叔謝）峻爵建昌縣侯。弘微家素貧儉。而所繼豐泰、唯受書數千卷、國吏數人而已。遺財祿秩、一無闕予。（謝）混聞而驚歎、謂國郎中令漆凱之曰、建昌國祿、本應與北舍共之。國侯既不措意、今可依常分送。

弘微重違混言、乃少有所受。

とある。「北舍」とは謝弘微の本家を指す。また、宋書^{卷八十七}蕭惠開伝に、

凡為父起四寺。南岸南岡下、名曰禪岡寺。山阿旧郷宅、名曰禪郷寺。京口墓亭、名曰禪亭寺。所封封陽縣、名曰禪封寺。

謂國僚曰、封秩蓋鮮、而兄弟甚多。若使全闕一人、則在我所讓。若使人人等分、又事可悲恥。寺衆既立、自宜悉供僧衆。由是、國秩不復下均。

とあるのはその一端を物語り、さらに宋書^{卷四十八}朱齡石伝に、

（宋）景符卒。子祖宣嗣。坐輒之封、八年不反、及不分姑國秩、奪爵。云云。

とあるのはそれが制度的に義務づけられていたのを示唆する。晋時代の封戸は実封であるから、分封、旧爵の下賜を受けた近親は實質的に収入をえる。宋時代封国の収入を近親に分けるべきであるということは、恐らく前代・晋時代のそうした大勢をもとにして生じてきたものであろう。しかしいくら義務的なものになっても、それはさきにとりあ

げた旧爵の温存とは無関係なものなのである。

二

前節では同一王朝内における爵の温存をとりあげ、晋宋両時代で相異のあつたことを検討した。本節では前王朝の爵の温存をとりあげ、晋宋両王朝で相異のあつたことを検討する。六朝においては、受禪という形をとつて新王朝ができるだけに、前王朝の爵の存続をある程度まで認めても、それはやむをえなかつたといえよう。⁽³⁾しかしそれにしても晋建国にあつては、六朝の他の場合とは異なる様相が見えるのである。

まず魏建国の場合、魏志^{卷二}文帝本紀、黄初元年（西紀二二〇年）十一月の条に、
以漢諸侯王為崇德侯、列侯為關中侯。

とある。つぎに宋建国の場合、宋書^{卷三}武帝本紀^下永初元年（西紀四二〇年）六月の詔に、

晋氏封爵、咸隨運改。……可降始興公、封始興縣公。廬陵公、封柴桑縣公。各々千戸。始安公、封荔浦縣侯。長沙公、封醴陵縣侯。康樂公、可即封縣侯。各々五百戸。以奉晋故丞相王導・太傅謝安・大將軍溫嶠・大司馬陶侃・車騎將軍謝玄之祀。其宣力義熙、同艱難者、一依本秩、無所減降。

とある。つぎに齊建国の場合、南齊書^{卷二}高帝本紀^下建元元年（西紀四七九年）四月の詔に、

宋氏通侯、乃宜隨運省替。……降差之典、遵往制。南康縣公・華容縣公、可為侯。萍鄉縣侯可為伯。減戸有差。以繼劉穆之・王弘・何無忌後。

とあり、同年五月の詔に、

宸運革命、引爵改封。宋氏第秩、雖宜省替、其有預効屯夷、宣力齊業者、一仍本封、無所減降。

とある。つぎに梁建国の場合、梁書卷二武帝本紀天監元年（西紀五〇二年）四月の詔に、

興運升降、前代旧章。齊世王侯封爵、悉皆降省。其有効著艱難者、別有後命。惟宋汝陰王不在除例。

とある。これらを通じていえることは、たとえ例外的に前王朝の爵が存続するにしても、（新王朝の建設に当主が別に功績がなかつた場合）その爵が降爵された形で存することである。

ところが、晋建国にあつては（前王朝の爵が一般に温存され、かつ）降爵はないのである。例えば、魏志卷十荀彧伝に、咸熙中、開建五等。冀以著勲前朝、改封惛南頓子。

とあり、魏志卷十王肅伝に、

（王肅薨。）子惇嗣。惇薨。無子。国絶。景元四年（西紀二六三年）、封肅子恂為蘭陵侯。咸熙中、開建五等。以肅著勲前朝、改封恂為承子。

とあり、魏志卷十劉放伝に、

及咸熙中、開建五等。以放・資著勲前朝、改封正方城子、宏離石子。

とある。劉正は方城侯劉放の爵をついだものであり、孫宏は中都侯孫資の子でその爵をついだものである。また魏志卷十一傅嘏伝に、

（傅嘏薨。）子祗嗣。咸熙中、開建五等。以嘏著勲前朝、改封祗涇原子。

とある。傅嘏は陽鄉侯であつた。また魏志卷十二陳泰伝に、

咸熙中、開建五等。以泰著勲前朝、改封温為慎子。

とある。陳泰はその父・陳群の爵潁陰侯を嗣いたものである。陳温は当時この爵を嗣いでいた。また魏志卷十四高柔伝に、咸熙中、開建五等、以柔等著勲前朝、改封渾昌陸子。

とある。高柔は安国侯であり、高渾はその爵を嗣いでいたものである。また魏志^{卷二}王觀伝に、

咸熙中、開建五等。以觀著勲前朝、改愷膠東子。

とある。王觀は陽鄉侯であり、王愷はその爵を嗣いでたものである。また魏志^{卷十六}郭淮伝に、

咸熙中、開建五等。以淮著勲前朝、改封（正）汾陽子。

とある。郭淮は陽曲侯であり、郭正はその爵を嗣いだものである。咸熙中に五等を建てたということは、要するに（晋の）司馬氏が五等爵を建てたということである。そこでは前朝つまり魏王朝の功臣（の子孫）で（新らしく開かれることが定まっている新王朝に対しあまり功績のないもの）に対し一律に子の爵が授けられたことが記されている。ここで必要な範圍で魏の爵の制度を瞥見しておく。それは王、県侯、郷侯、亭侯、関内侯、名号侯、関中侯、関外侯、五大夫の順に存在する。そのうち県侯、郷侯、亭侯が列侯である。また関内侯以上が租を食み、名号侯以下は租を食まず、虚封であつた。

（漢の諸侯王がそれとされた崇徳侯は名号侯と考えられるから、漢の諸侯王、列侯は魏建国にあたり、その新爵制において旧来の爵よりも三等ずつの格下げになる。）⁴

さて、右の魏末の有爵者すなわち王恂、劉正、孫宏、傅祗、陳温、高渾、王愷、郭正はすべて列侯である。荀愷も恐らくは同様であつたのであろう。魏時代、県侯は官品第三品、郷侯は官品第四品、亭侯は官品第五品、関内侯、名号侯は官品第六品であり、関中侯、関外侯は不明である。晋では、県侯は官品第三品、郷侯は官品第四品、亭侯は官品第五品、関内侯、名号侯は官品第六品、関外侯は官品第七品である。従つて関中侯は官品第七品（かあるいは官品第六品）にあたるであらう。これから推して魏時代も関中侯、関外侯は官品第六品―第七品にあたると思われる。五大夫については記録がないが、兩時代を通じて品官にあつたことは間違ひなからう。ここで重要なのは、晋時代、列侯の爵が旧来と同じ官品にあてられたことと、（開国たる）子爵が官品第二品にあたることである。かくて、魏の功臣の子孫で魏の列侯の爵をもつているものに対し、晋王朝が（自らも列侯の爵を存しているにもかかわらず）単にその故に、自らの爵制において旧

來の列侯の爵よりも上位の（新）爵（としての子爵）を与えたことが知られる。こうした前王朝の爵への対処のしかたはさきに見たように漢魏交代時、晉宋交代時、宋齊交代時、齊梁交代時にはまったくないことである。

三

前々節と前節とでとりあげたことは要するに、晉王朝は素姓の爵の温存に異常なまでに積極的であつたが、宋王朝にはそうした傾向がないということである。本節以下ではその理由について検討する。

晉時代、そうした爵のありかたは直ちに晉の皇帝が（周時代に存在したと考えられていたような）封国制——封建制を強化する意図があり、その一環をなすものと想定されそうである。しかし、晉の皇帝は必ずしもそうした意図をもたず、各封国は（広義の）官僚機構とみなすべきである。

いまそのことをまず尊降制、厭降制の方面から検討してみよう。^(a) いわゆる尊降制とは儀礼喪服篇を一貫する一つの原理であつて、これに従えば諸侯の場合傍親期以下の喪を絶つて服せず、大夫の場合諸侯が絶つところを一等降して服することになる。さて晉書^(b)卷二礼志に、

漢魏故事、先五等諸侯之制。公卿朝士服喪、親疎各々如其親。新礼、王公五等諸侯、成国置卿者、及朝廷公孤之爵、皆傍親絶朞、而傍親為之服斬衰。卿校位從大夫者、皆絶縵。摯虞以為、古者、諸侯君臨其国、臣諸父兄。今之諸侯、未同于古。未同于古、則其尊未全。不宜便從絶朞之制、而令傍親服斬衰之重也。諸侯既然、則公孤之爵、亦宜如旧。^(b) 昔魏武帝建安中、已曾表上漢朝、依古為制。事与古異、皆不施行。施行者、著魏科。大晋采以著令。宜定新礼、皆如旧。詔從之。

とある。この記事はその字句の解釈自体が魏晉時代の封建制、尊降制の理解に直接大きくつながるものである。そうした

意味でここではとくに問題となる傍線の部分を私見に従つて読み下しておく。

(a) 漢魏の故事では五等諸侯の制はなく、(従つてかつて周時代五等諸侯の制があつたときに存していたような尊降の制はなくて、)公卿朝士の服喪は親疏による規定(だけ)を適用して行われるべきであつた。ところが、西晋の新礼では、(その新礼が制定されたとき、すでに西晋朝では皇親の封王の制と五等諸侯の制とが強化されていたが)王公と五等の諸侯とで封国をもち卿をおくものと、朝廷で三公や(三公につき、卿よりも上位の)孤の爵(Ⅱ官)にあるもの(すなわちほぼ官品第一品から官品第二品までの官人)は皆傍親の期以下の喪を絶つて服せず、一方、傍親はそのために斬衰の喪に服することとし、卿校の位で朝廷における官品が大夫に従うもの(すなわち、ほぼ官品第三品から第五品までの官人)は傍親の總麻(以下)の喪を絶つて服しないことにしようとした。

(b) (摯虞のいうのには)昔、魏の曹操が後漢の建安年間に、すでに後漢朝に上表して周の古に則つて制度をつくつてゐる。その際現情が周の古と異つてゐるものは制度として行わないことにした。周の古に則つて行つたものは「魏科」に書き示した。わが晋朝はそれ(のうちのしかるべきもの)をとつて(晋)令に著わした。「魏科」以来諸侯の傍親絶期の制(など)はそこで国家の「法」として制度化されてゐない。今新礼を定めるにあたつては、皆もとの「魏科」以来のように無規定にすべきである。(すなわち傍親絶期の制などはこれを否定してしまふべきである。)と。詔があつて摯虞の説に従つた。

右の記事について附記すると、卷九通典十三三三公諸侯大夫降服議に、右の「漢魏故事」が「漢故事」となつて「魏」がない。また「魏制、卷九鼎侯比大夫。按大夫之庶妹在室、大功。適人降一等、当小功。」の記事がある。礼制に関する通典と晋書礼志との記事とは、蓋言すれば通典の方をより信用すべきであるが、この際に限つていえば、通典の「漢魏故事」を正確とすべきである。すなわち通典同項のなかに、

(前略) (晉) 徐邈答云、……喪服伝又曰、始封之君、不臣諸父昆弟。先儒以為、不臣則服之。漢魏以來、王侯皆不臣其父兄。則事異於周。故厭降之節、与周不同。總猶不降。況其親乎。既不以貴降、則余尊之厭。故五服内外、通如周之士礼、而三降之典不行同矣。昔魏武在漢朝、為諸侯制、而竟不立。荀公定新礼、亦欲令王公五等皆旁親絶周。而摯仲理駁以為、今諸侯与古異。遂不施行。此則是近代成軌也。

とある。これとあわせ考え、「魏」の字を入れるべきである。

このように見てくると、漢魏晉において、素姓の場合尊降の制は制度化していなかつたとされよう。なお、尊降の制の影響下に生じたものに厭降の制がある。厭降とは大要をいえば、皇帝、諸侯の妾腹の子、が父が服しないところのもの(例えばその生母)のために、本服をとげないことをいう。こうした厭降の制は大夫の場合にも適用される。通典卷九十五士為所生母服議に、

徐邈答謝靜云、漢魏以來、通用士礼。庶子、父在、為所生、周、心喪三年。如諸侯大夫之子、乃厭降。而近代所不行。とあるが、厭降の制も亦漢魏晉と引続いて行なわれていながつたことが知られる。ただし、通典三公諸侯大夫降服議に、衛尉昌邑侯滿璋、問滄于睿、曰、庶妹亡。有服、否。睿曰、喪服、諸侯以尊降、不服。孔瑄議、天子諸侯誠不應服。又、大夫降總。尊与己敵、則不敢降。云云。

とあり、

虞喜釈滯曰、漢魏以來、先儒論礼、及喪服變除者、皆言、大夫降其旁親為士者、一等。時人或班駁、行之、自謂合礼。云云。とあるのは漢魏晉の儒家が尊降(、厭降)が行われないのに対し、必らずしも贊意を表したものでないことの一端を物語るものであるが、いまとりあげているのは国家の制度なり現情なりであつて、漢魏晉の儒家が(かつての礼制を解釈したその解釈のしかたや)その當時に自らの意を以てかくあるべしとした様態ではない。

論を進めると、通典三公諸侯大夫降服議に、

司空荀顗議以為、諸侯絕周、大夫絕絕。然則尊同、周以及絕、皆如本親。喪服經曰、君為姑姊妹女子子嫁於國君者。

伝曰、何以大功、尊同也。又曰、大夫為伯叔父母子昆弟昆弟之子為士者。伝曰、何以大功。尊不同也。然則尊不同、則

降不待所臣、乃絕之。諸侯尊重、大夫尊輕。以大夫尊降其親。則知、諸侯雖所不臣、絕不服也。有司奏如顗議。

とある。ここに見える荀顗の見解についてであるが、晉書卷十 礼志上に、

及晋国建、文帝又命荀顗、因魏代前事、撰為新礼。参考今古、更其節文。羊祜任愷庾峻庾亮並共刊定、成百六十五

篇、奏之。太康初、尚書僕射朱整奏付尚書郎摯虞、討論之。虞表所宜增損。云云。

とある。荀顗が新礼を制定してから太康元年まで十五年ほどたっている。この際「有司奏如顗議。」とあることは、あたかも荀顗の尊降の制復活の議が用いられ、それが十余年たつた太康元年に改めて摯虞によつて批判の対象となり、ついに廃止されたのを物語るかの如くである。しかし、「昔魏武在漢朝、為諸侯制、而竟不立。荀公定新礼、亦欲令王公五等皆旁親絕周。而摯仲理駁以為、今諸侯与古異。遂不施行。此則是近代成軌也。」とあるのは、その新礼においてもついに尊降（、厭降）の制が行われなかつたのを示している。この否定が詔がでることによつて再確認されたわけである。蓋し封建制を徹底させるとすれば、周の封建制にならつて王侯五等の諸侯が（始祖の場合を除き）その諸父昆弟を臣とするまでになるべきであり、そこに尊降（、厭降）の実を含ませるべきである。尊降、厭降の制が周の封建制においてその原理に連なるものであること、別の表現をすれば、それは個人的には諸侯、大夫の政治的な尊厳性の維持を示すものであるが、それと同時にそうした尊厳性が封建制の一環をなすものであるだけに、広く封建制強化の一翼をになうものであること、はいうまでもない。こうした封建制の強化は結局累層的人間関係の強化となるのであるが、このように見えてくると、荀顗の示した尊降の制（ひいては厭降の制）が、結局またもや否定されてしまったということは、晋朝のもつ一元的人頭支配

の意図が、封建制の無限の展開を阻止せざるをえなかつたのを示唆しよう。つまり、晋時代の封建制は、周時代ほどの成国の実をあげるのを否定すべき歴史的要因があつたのである。

右に關連して注目すべき記事がある。それは晋書^{卷四十六}劉頌伝に、

（淮南相劉）頌在郡上疏曰、……今諸王裂土、皆兼於古之諸侯、而君賤其爵、臣耻其位、莫有安志。其故何也。法同郡県、無成国之制故也。今之建置、宜使率由旧章、一如古典。然人心繁常、不累十年、好惡未改、情願未移。臣之愚慮、以爲宜早創大制、遲廻衆望、猶在十年之外。然後能令君臣各安其位、榮其所蒙、上下相持、用成藩輔。……今宜令諸王國容少而軍容多。然於古典所应有者、悉立其制。然非急所須、漸而備之、不得頓設也。須車甲器械既具、羣臣乃服綵章、倉粟已実、乃宮室、百姓已足、乃備官司、境内充実、乃作礼樂。唯宗廟社稷、則先建之。至於境内之政官人用才、自非内史國相命於天子、其余衆職、及死生之断、穀帛資実、慶賞刑威、非封爵者悉得專之。……今諸國、本一郡之政耳。若備旧典、則官司以数、事所不須、而以虚制損実力。至於慶賞刑断、所以衛下之權、不重則無以威衆人而衛上。故臣之愚慮、欲令諸侯權具國容少而軍容多。然亦終於必備今事、爲宜。云云。

とある記事である。劉頌は郡県の制と（周の封國制―封建制に同質の）封國制―封建制とを對比してそうした封國制―封建制を強化すべきを力説しているのである。この上疏は太康十年（西紀二八九年）に武帝に対し行われたものである。この上疏における封國制―封建制の強化と國勢との關係であるが、晋書^{卷二十六}食貨志を見ると、

是時、天下無事、賦税平均、人咸安其業、而樂其事。

とある。これは太康元年の平吳から太康十年ごろまでの状態を述べたものと思われる。ところで、劉頌の上疏に、

自近世以来、爲監司者、類大綱不振。而微過必舉。微過不足以害政。舉之則微而益々乱。大綱不振、則豪強橫肆。豪強横肆、則百姓失職矣。……夫、大姦犯政而乱兆庶之罪者、類出富彊。而豪富者、其力足憚、其貨足欲。以是、官長顧勢

而頓筆、下吏縱姦。懼所司之不舉、則謹密網以羅微罪、使奏劾相接。狀似尽公、而撓法不亮、固已在其中矣。非徒無益於政体、清議乃由此而益々傷。云云。

とある。右の監司とは主として御史台の官及び諸州の刺史などを指す。そこから、晋書食貨志に見えるような表面的な静謐のうちに、豪族勢力が大いに進展し、しかも西晋朝がそれをいかんともなしえなかつたのが察せられよう。さて、資治通鑑^{卷八十二}晋太康十年の条に、晋書に見える劉頌の上疏の節録がある。その一部で劉頌の意をよく伝えている部分に、

自泰始以來、將三十年。凡諸事業、不茂既往。以陛下聖明、猶未反叔世之敝、以成始初之隆、伝之後世。不無慮乎。使夫異時、大業或有不妥、其憂責猶在陛下也。臣聞、為社稷計、莫若封建親賢。然、宜審量事執。可使諸侯率義而勳者、其力足以維帶京邑。若、包藏禍心、其執不足獨以有為。其齊此甚難。陛下宜与達古今之士、深共籌之。周之諸侯有罪、誅放其身而國祚不泯。漢之諸侯有罪或無子者、國随以亡。今、宜反漢之敝、循周之旧。則下固而上安矣。

とある。今迄の考察とこの記事とから、劉頌の上疏において、豪族勢力の進展が西晋政權に危機をもたらすものとして大きくとりあげられたこと、及びその危機の廻避が封建制の強化に求められたこと、が察せられよう。ところが、右の上疏に對し、

詔答曰、得表、陳封國之制、宜如古典。……諸所陳聞、具之。知卿乃心為國也。勳靜數々以聞。とあるだけで成國の制は結局行われていないのである。

つぎに晋宋時代を通じて、同一封國において最も封國からの収入が多かつたと思われる時代をとりあげ、その収入が封建制の再現とほど遠いものであつたのを推測してみよう。

西晋時代の國秩に関する史料として、通典^{卷三十一}職官十三王侯總敘に、

(A) 諸侯並三分食一。東晋元帝太興元年(西紀三一八年)、始置九分食一。

とある。右の「諸侯」は前後の記事から見て明かに西晋の諸侯のことである。また晋書^{卷十}地理志上に、

(B) 太康元年(西紀二八〇年)平吳。……而江左諸國竝三分食一。元帝渡江、太興元年始制九分食一。

とあり、宋書^{卷四}百官志下に、

(C) 晋江左諸國、竝三分食一。元帝太興元年、始制九分食一。

とあるのがあげられる。論を進めるに先立ち、当時の諸侯という語の用法について瞥見しておこう。晋書^{卷四十八}段灼伝に、

灼後復陳時宜曰、……於今之宜、諸侯疆大、是為太山之固。非吾族類、其心必異。而魏法、禁錮諸王、親戚隔絶。不祥莫大焉。間者、無故、又瓜分天下、立五等諸侯。上不象賢、下不議功。而是非雜揉、例受茅土。似權時之宜、非經久之制。將遂不改、此亦煩擾之人、漸亂之階也。云云。

とある。これから、諸侯には封王といった意味の場合と公侯伯子男の五等爵をもつものといった場合とがあるのが知られる。同伝にはさらに、

(前略) (段灼) 臨去、遣息上表、曰、……遣息頴表言。……其五曰、……於今、國家大計、使異姓無裂土專封之邑、同姓並掘有連城之地。……大晋諸王二十余人、而公侯伯子男五百余國。……諸王宜大其國、增益其兵、悉遣守藩、使形勢足以相接。則陛下可高枕而臥耳。臣以為、諸侯伯子男名号、皆宜改易之、使封爵之制祿奉礼秩、並同天下諸侯之例。云云。

とある。「諸侯伯子男名号、皆宜改易之、使封爵之制祿奉礼秩、並同天下諸侯之例。」とあるのは、(素姓たる諸侯伯子男に裂土專封の邑を無からしめることを表裏一体をなすものとして)素姓たる諸侯伯子男の(郡県名を冠する)名号を皆改め(除く)が、ただ、旧來の封爵の制における祿奉礼秩(＝封國からの収入と封君としての待遇と)はこれを残し、同姓として天下連城の地に掘有する諸侯と同じくすべきである。といった意味であるから、天下諸侯とある際の諸侯は封王を指し、また、諸侯伯子男とある際の諸侯は当然、公侯の爵をもつものの意味となろう。また、晋書^{卷十一}礼志上に、

及泰始中、有司奏、諸侯之國。其王公以下入朝者、四方各々為二番。三歲而周。周則更始。……。奏可。

とあり、晉書卷三十八齊獻王攸伝に、

(前略) (馮) 統又言曰、陛下、遣諸侯之國。成五等之制者、宜先從親始。親莫若齊王。

とある。この際の諸侯は、封王と(開國たる)公侯伯子男爵を有するものとを併せて意味しているとすべきであろう。当時の諸侯の語は通常右にあげた四つのうちのどれかを指している。

話を本筋にかえすと、(A)には「東晉元帝太興元年、始置九分食一。」とあり、また晉書卷七成帝本紀、咸和元年(西紀三二六年)十一月の条には、

改定王侯國秩、九分食一。

とある。そうすると、(A)の「九分食一」の諸侯と成帝本紀の王侯とは同一のものでないといけない。當時王侯の語は、封王を意味する。例えば、魏志卷二武文世王公伝に引く注に、

袁子曰、魏興、承大乱之後。民人損減、不可則以古始。於是、封建侯王、皆使寄地空名、而無其實。王國使有老兵百余人、以衛其國。雖有王侯之號、而乃儕於匹夫。累隔千里之外、無朝聘之儀。鄰國無會同之制。諸侯游獵不得過三十里。

又為設防輔監國之官、以伺察之。王侯皆思為布衣、而不能得。既違宗國藩屏之義、又虧親戚骨肉之恩。

とあるが、この王侯はそうした意味である。(A)の記事において、「諸侯」が太興元年に九分食一となつた諸侯以外に、それよりも上級の諸侯を含むのは、「始置……」というその書きぶりからして明かである。この際の上級の諸侯としては封王しかない。つまり(A)の「諸侯」は封王と五等爵をもつものとをあわせたものとなる。

さて、晉書卷十鄭冲伝に、(開國)県侯であつた鄭冲、何曾、荀顗、王沈、羊祜らに対し、泰始六年(西紀二七〇年)詔して、
國置郎中令、假夫人・世子印綬、食本秩三分之一、皆如郡公侯。

とある。この記事から、おそくとも泰始六年までに、郡公侯は国秩として、封戸の各戸の租税の $\frac{1}{3}$ を合したものを食んでいたが、一般に県侯以下は国秩として、封戸たる各戸の租の $\frac{1}{3}$ を下廻るものを合したのを食んでいたことがいえるであろう。ところで、(A) の諸侯(すなわち封王と公侯伯子男と)は「並三分食一」とある。してみれば、西晋時代中のある時期に、(A) について諸侯の収入が各封戸の租税の $\frac{1}{3}$ の合計となる線に統一されたと考えざるをえない。この時期について検討しよう。(B) と (C) とは元来同一系統の史料に基くと思われるが、そこに見える「江左諸国、竝三分食一。」あるいは「晋江左諸国、竝三分食一。」においては「竝」の文字があることは西晋の新版図たる江左に封国が出来た際、それらは皆、西晋の旧版図におけると同様、各封戸の租税の $\frac{1}{3}$ を食んでいること、を意味する、つまり、太康元年の平呉時、あるいはすでにそれまでに西晋の旧版図において諸侯は、国秩としてその各封戸の租税の $\frac{1}{3}$ を合計したものを食む制度の適用を受けたことを示すすべきであろう。江左の諸封国は封王の国と五等爵を有するものとの国からなるから、おそくともこの時期に封王も有爵者のすべても、共に国秩がその封戸の租税の $\frac{1}{3}$ をあつめたものからなっていた(そのうち公、侯、伯、子、男の国秩が太興元年に九分食一にかわつた)とされるであろう。こうした推定に従えば封王も亦三分食一の制であつたということになろう。

ここで封君のえる租税の内容について検討しよう。初学記^{卷二}宝器部、絹第九に引く晋故事に、

(a) 凡、民丁課田、夫、五十畝。收租四斛・絹三疋・綿三斤。(b) 凡、属諸侯、皆減租穀畝一斗。計所減、以増諸侯絹戸一疋。以其絹為諸侯秩。又、分民租戸二斛。^(斗)以為諸侯奉。其余租及旧調絹二戸三疋、綿三疋、書為公賦。九品相

通、皆輸入於官。自如旧制。

とある。当時課田の語は屯田(の田を課りあて耕作させる状態)を指すこともあるが、(a) の課田の税制は分田の術による税制を示さないから、西晋初期の屯田とは直接關係なく、その後身たる占田課田制―太康元年、始めて施行―の(官

田たる）課田を指すとしなければならない。（b）は一戸あたりの耕作面積の基準が存した時代における私田に関するものとしなければ、理解できないが、そうした時代としては占田課田制施行時しかない。そうすると（a）、（b）は同時代の記事となり、かつまた（b）の諸侯は封王と五等爵を有するものすべてとを合したもので、その国秩は「封国の封戸からの収入の1/3をあつめたもの」という線で統一されているもの、として考えねばならない。ところで、そこでは諸侯の封国の封戸からの収入が、封戸の租だけを対象とし、それを秩、奉としてあらわしている。晋書^{卷三十八}平原王幹伝に、

（平原王幹）頗清虚静退、簡於情欲。……雖有爵禄、若不在己。秩奉布帛、皆露積腐爛。

とあるが、「秩奉布帛」は「秩奉の布帛」、「秩と奉の布帛」ではなく、「秩奉と布帛」とで、「秩奉」は右の秩、奉と同一のもの、「布帛」は幹の侍中などとしての官俸（の一部）たるものであらう。また晋書^{卷三十七}高密文献王泰伝に、

（高密王泰）雖為宰輔、食大国之租、服飾肴膳、如布衣寒士。

とあり、晋書齊献王攸伝に、

時、王家人衣食、皆出御府。攸表、租秩足以自供。求絶之。前後十余上。帝又不許。攸雖末之国、文武官属、下至士

卒、分租賦、以給之。

とあるが、こうした「租」、「租秩」、「租賦」はすべて右の秩、奉と同一内容のものであらう。ところで、晋故事の記事は封戸の租、調の典型的なありかたを示しているものとすべきであるから、その封戸は占田七十畝を耕しているとして計算すべきである。従つて封戸が秩として出すべき租は「一升×七〇〥七斗」となる。さて、すでに述べたように諸侯が封戸からえる収入（Ⅱ秩、奉の総額）は封戸の生ずべき田租の総額の1/3として統一される。こうした諸侯の収入はその具体的収取にあたり、全封戸の出すべき租を総計してその1/3をもつてあてるやりかたと、各封戸の出すべき租の1/3を総計したものをもつてあてるやりかたとが考えられるが、右は後者をとつたことを示している。そうすると各封

戸はその租の $\frac{1}{3}$ を秩、奉にまわすことになる。前引の晋書食貨志にもその一端が窺われるように平糶後賦税が寛大になつたといわれている。これは結果的には主として課田制の場合を指すのであろうが、占田制における租、調もまた少なくとも旧来より高くなかつたのを示唆するとしてよからう。いま、秩七斗と奉二斛とを合すと二斛七斗となる。この計算では封戸の田租は（占田七十畝で）「二斛七斗×三Ⅱ八斛一斗」となる。そうすると占田一畝あたりの租は一斗を越えることになる。課田制の課田の場合でも一畝あたりの租は八升であるから、こうしたことはとうてい實際と合致したとないがたい。結論的にいうと、「二斛」は「二斗」の誤りと思われる。すなわち、「旧調絹戸三疋綿三斤」は「調は旧来通り戸ごとに絹三疋綿三斤である」という内容をもつとすべきであらう。この際戸調は後漢末曹操が戸調を制定したときに比べて絹一疋綿一斤を増加しているが、巨視的にはそれからひどく外れていないことになる。いまかりに租を後漢末曹操が定めたのと同様に畝ごとに粟四升とし、「二斛」を「二斗」の誤りすると、封戸の租は「四升×七〇Ⅱ二斛八斗」となり、秩、奉の合計は「七斗十二斗Ⅱ九斗」となる。九斗の三倍は二斛七斗であるから、その誤差は僅かのものになる。かくて、占田の租は一畝あたり、後漢末・魏時代と同様四升として大過なからう。そうすると、一戸で占田七十畝という基準の戸の場合、一戸あたりの秩、奉の合計が九斗になる。従つて封戸五千戸の場合その秩、奉の合計は四千五百斛ということになる。当時兵一人一年間の食糧は通常粟六十斛であるから、粟四千五百斛を全部兵の食費にあてても兵百人の食糧に不足する。当時兵の給与はもとより別に給付されていたが、ここに兵をたとえに出したのは、要するに諸侯の封国からの収入がごく少ないのを示すためである。（管見の及ぶ限りでは、諸侯が封戸を役しえる制度はない。）こうした検討も亦、封国の制―封建制が周時代の封建制の再現にほど遠いものであつた、つまり広義の官僚機構と解すべきであつた、のを示唆しよう。（晋故事に見える租はすべて粟計算である。）

東晋時代、占田制がなくなつた際、封君の封国からの収入がどのように変化したか不明である。しかしその際封君の収

入が大幅に増加したとはとうてい考えられない。恐らく実収入は旧とほぼ変化なかったことであろう。これは宋に引継がれたと想像される。

四

前節で考察したところから、晋の封国制―封建制が広義の官僚機構であることが理解できた。しかしそれだけでは皇帝が爵の温存に異常なまでの熱意を示したことの説明にならない。その説明のためには当時高級士大夫即公侯爵の所有者即世襲的官人という体制（への傾斜）があつたことを明かにしなければならない。

いまそれを検討するが、そのためには州大中正の制の生成に遡つて考えて行かねばならない。魏時代、九品中正の制が生じてから約三十年たつた嘉平のころ、司馬氏は州大中正の制を（魏政権の代表的性格をもつ曹爽の反対があつたが、かれをたおしてから）実施した。これはその勢望が一郡を越えた有力な士大夫層の期待に応えたものであるが、それだけにこの制の生成運営はそうした有力な士大夫層に官人としての政治的特権を保証することになつた。すなわち、この制の運営は右の士大夫層に官人としての地位、身分を世襲的に保証することになり、そこに上級士大夫集団が次第に構成されるようになった。上級士大夫集団に属するものは、通常郷品第二品をえて官品第六品から起家するが、こうした家系は門地二品と呼ばれ、また郷品第二品（以上）は上品とされた。

従つて、家格が上品であるということは同時に門地二品であるということになるわけである。⁽⁶⁾ところで、そうした上級士大夫集団のなかで、とくに中央官界にあつて高官に就いた家々は自ら最上級の士大夫集団を形成した。（以下、こうした士大夫集団を高級士大夫集団といい、それに属する士大夫を高級士大夫という。）晋書^{卷三}武帝本紀、泰始元年（西紀二六五年）十二月丁卯の条に、晋建国の論功行賞のさまを示し、

石苞為大司馬、封樂陵公。車騎將軍陳騫為高平公。衛將軍賈充為車騎將軍・魯公。尚書令裴秀為鉅鹿公。侍中荀勗為濟北公。太保鄭冲為太傅・寿光公。太尉王祥為太保・睢陵公。丞相何曾為太尉・朗陵公。御史大夫王沉為驃騎將軍・博陵公。司空荀顗為臨淮公。鎮北大將軍衛瓘為菑陽公。其余增封進爵、各々有差。

とある。右のうち鄭冲・石苞以外を當時の代表的高級士大夫とすることには殆んど異論無からう。このことは、司馬氏の有勢化に直接的に働いた高級士大夫は、要官職にあると同時に通常高爵の保持者となつたことを示唆する。また晉書卷四十八段灼伝に見える文中に、

今台閣選舉、徒塞耳目。九品訪人、唯問中正。故拋上品者、非公侯之子孫、則當途之昆弟也。二者苟然、則臺門蓬戸之俊、安得不有陸沈者哉。

とある。右文は高爵としての公侯の爵をもつものあるいは当路の高官の子弟が（その「家格」によつて）上品をえたのを示しているが、それから高級士大夫層が通常公侯爵をもつていたという見解は肯定されこそすれ否定されることはなからう。（當時、公、侯の爵をもつものと当代の要官たるものはもちろん相重ることが多い。）以上瞥見したところから、公、侯爵が一応原則的に高級士大夫であつたのが窺われるとしてよからう。（七）

さて、晉書卷十三王祥伝に、

及武帝為晉王、（王）祥与荀顗往謁。顗謂祥曰、相国（晉王）尊重。何侯（何曾）（何曾を指す）既已尽敬。今便当拜也。祥曰、相国誠為尊貴。然、是魏之宰相。吾等魏之三公。公・王相去一階而已。班列大同。安有天子三司而輒拜人者。損魏朝之望、虧晉王之德。君子愛人以礼。吾不為也。及入、顗遂拜。而祥独長揖。帝（晉王）（晉王を指す）曰、今方知君見顧之重矣。

とある。王祥は琅邪の人で青州刺史王仁の孫である。かれは魏の関内侯、ついで万歲亭侯に封ぜられ、魏末五等が建つたとき睢陵侯に封ぜられている。晉の武帝が踐祚した際前述のように睢陵公となり太保を拜した。荀顗は潁川の人で魏の太

尉荀彧の第六子である。かれは魏の関内侯、つぎに万歳亭侯に封ぜられ、さらに郷侯に進められている。五等が建つたとき臨淮侯に封ぜられ、武帝が踐阼した際前述のように臨淮公となつてゐる。何曾は陳郡の人で、魏の太僕であつた父何襲の陽武亭侯の爵を襲いでゐる。のち潁昌郷侯に進められたが、五等が建つたとき改めて朗陵侯に封ぜられている。武帝が踐阼した際前述のように朗陵公となり太尉を拝した。これらは何れも當時の高級士大夫の代表的人物である。高級士大夫の代表的人物であり、かつ魏朝の重臣であつた王祥らにとり、晋王を拝するか否かが問題となり、しかも晋王が自らを拝するを強行しえなかつたといふことは、もちろん両者のもつ力にあまり差のないことに基き、同時に晋王とかれらとが高級士大夫として同質的であつたことに基くものであらうが、それだけに、外面的な支配力をもつてかれらを支配するためには、その支配力を実際に機能させる「手段」Ⅱ「術」として内面的にかれらに対する親愛、政治的支配者層としての指定をもつことを必要としたとされよう。⁽⁸⁾ところで、門地二品の生成した當時だけにその一体感の現われは、自ら家門を通じてのもの、つまり世襲的なものとなるべきである。世襲的に政治的特権を保証するものは爵が第一である。従つてここに自ら公侯爵の授与という形が生じてきたと考えられるのである。なお、そうすると、その公侯爵は自らその爵をもつことによつて直接的に官人としての特権を保証すべきものとなる。果して宋書^{卷五十八}謝弘微伝に、

晋世、名家身有封国者、起家多拜員外散騎侍郎。弘微亦拜員外散騎。

とあり、宋書^{卷六十七}謝靈運伝に、晋時代のこととして、

(謝靈運) 襲封南康公・食邑二千戸。以国公例、除員外散騎侍郎。不就。

とある。有爵者の員外散騎侍郎起家に關し、兩記事の示すところにやや相異があるが、高級士大夫で有爵者とくに公、侯者の場合、員外散騎侍郎で起家すべきが制度化されていたのは間違ひなからう。高級士大夫でかつ公、侯爵をもつものが、その爵をもつことを直接的なよりどころとして(官人としての生涯を予め決定する)起家にあたり、その特権的地位

を保証されたことは右の見解を強くささえるであらう。

なお、かつて晋時代、皇帝が自選して封王のもとに派遣した国相が制度的に皇帝の陪臣、封王の直臣となるに至つたことを論じ、これこそは皇帝が封王に内面的に政治的支配者としての一体感をもつところに生じたとした。⁹⁾ そうした国相の制は公、侯爵の国にも存するが、これまた皇帝が高級士大夫即公侯爵に対し政治的支配者としての一体感をもつていた明証とならう。

かくて、当時高級士大夫即公、侯爵の所有者即世襲的官人という体制（への傾斜）があつたと考えるべきであらう。

皇帝、高級士大夫、公侯爵をめぐる動向が、爵のありかたの指標となつてゐるのはいうまでもないが、そこに（高級士大夫を除く）上級士大夫即伯、子、男爵という体制が、右の体制の外延として生じたのは察するにたかくないであらう。もつともそうした士大夫の身分と爵との対応はあくまで原則的なものである。（右のような国相の制はやがて伯、子、男の国にも生じた。）ちなみに、世説新語^{卷上}之上言語の注に引く晋陽秋に、

（孫）盛驃騎將軍資之孫。南陽太守宏之子。鄉人王濟豪俊公子也。為本州大中正。訪問宏為鄉里品狀。濟曰、此人非鄉評所能名。吾自狀之、曰、天才英特。亮拔不群。

とある。さきに述べたように、孫資は魏の中都侯で、孫宏はその爵を嗣いでいたが、晋建国のとき改めて離石子に封ぜられたものである。この記事は孫宏の家系が上級士大夫であつたことを示している。（高級士大夫とはいいがたい。）さきに魏時代列侯となり晋建国時改めて子の爵を授けられたものは、恐らくその殆んどすべてが右に述べたような上級士大夫であつたであらう。なお、さきにあげた荀氏、王氏（王朗の流）、傅氏、陳氏、高氏は晋時代、あるいは高級士大夫であり、あるいはそれに近い上級士大夫であり、あるいは上級士大夫に近いものであつた。

今迄述べたことを繰り返していうと、晋時代の爵制は皇帝の全上級士大夫支配の「手段」なのである。この制を始めた

西晋の武帝が、一面で全国民の一元的人頭支配体制を志向しながら、外形上あえてそれと相反するかの如き国相制、客戸制、郷論清議の国政運営への繰り入れ制などを認めたのは、その文字通りの一元的人頭支配の貫徹が許されず、士大夫集団が大きい力をもつて皇帝のまえにたちだかつたため、文字通りの一元的人頭支配を一步後退させ、士大夫集団を内面的に把握し、以て外形的支配をできるかぎり円滑強力に行おうとしたからである。武帝がそうした意図を秘めている限り、帝が周の封建制的体制の強化に否定的であり、その封国制―封建制を広義の官僚機構体制に指定しようとしたのは当然のことである。こうしたありかたはほぼ晋一代を通じてよい。ところで、晋の政治体制において爵制が大きくとりあげられたということは、より大きい観点からみれば、晋の政治体制が国民（士大夫を含む）を戸として把握し、そのもつ政治的性格を戸に与えたということの一環として理解すべきなのである。その最も明確な現われは、戸籍制度におけるものである。当時の戸籍制度では一般国民の場合、それぞれの戸のもつ政治的性格によつて、上から士（ほぼ士大夫の意味）、職掌、（官職とまったく無関係の）庶の三つに区分されており、かつそれは当然のこととして世襲されている。（こうした政治体制下に始めて貴族制は存続するのである。）こうした時代であるだけに、皇帝の（上級）士大夫対策も自ら「世襲性」を重視することになる。それに応ずるものの第一には当然のこととして爵があげられる。ここに晋時代における既述のような爵の温存を解く一つの鍵があると思われる。

宋の政治体制は、晋時代に比し一元的人頭支配体制が、支配構造面で一段と強化されたとすべきである。旧来の国相制を改変し国相が皇帝の陪臣、封王・有爵者の直臣となつていたのを、ふたたび（魏時代のように）皇帝の直臣としたこと、皇帝の支配力が郷論清議を切りはなし、かつそれに優越することを誇示したのはすべてその一部をなす。また孝武帝が戸籍制度を改変してすべての一般民を均一の戸籍に附け、各人のもつ政治身分を、戸籍制度上その本人に止めたことは、一元的人頭支配体制の政治機構的推進として無視できぬ重要さをもっている。旧来客は戸として主の戸に従属していたが、

ここに至つて人として品官（勲位を除く）たる主個人に従属することになった。こうした政治体制の変化は上級士大夫とくに高級士大夫の官人としての無能化と、皇帝が士大夫層を旧来同様政治的支配者層に措定してはいるものの、内面的にこれらに「絶対」者としての距離感をもつていたこと、とからんで生じたものである。（宋の皇帝は爵を純粹に自己に對する忠誠、功績を基準として授与するようになつたが、その結果高級士大夫で無爵となるものが多くなつてきた。これについては前稿で述べた通りである。）ところで高級士大夫の起家と爵との関連であるが、宋時代（以後）有爵者が有爵たることによつて起家の際、第一流の起家の官を自動的に与えられる制はなくなつており、それとともに員外散騎侍郎は三公、宰相の（長）子の起家の官となつてゐる。宋書^{卷四十二}王弘伝に、宋時代その父王弘の爵、華容県公を襲いだ王錫に關し、

子錫嗣。少以宰相子、起家員外散騎。

とあり、南齊書^{卷二十二}章文獻王巖伝に、

素姓三公、長子一人、為員外郎。

とある。この員外郎とは員外散騎侍郎を指す。また、隋書^{卷一百十六}百官志上に、

陳、承梁、皆循其制官。……三公子、起家員外散騎侍郎。

とある。このように、員外散騎侍郎も任子制度における起家の清官として見られるようになってゐる。

宋の政治体制において、皇帝の官僚把握の様態は自ら個人を対象とする（少なくともそれを標榜する）ことになる。（それと流品思想との対立、相剋、妥協は、ここでは自ら別の問題である。）こうした体制にあつては、たとえそれが自己に對する忠誠、功績を基準とするものであつても、爵が本質的に「世襲性」をもつものだけに、皇帝が晋時代のような旧爵の温存に否定的であつたのは当然のことであらう。

〔附〕晋時代、皇帝が有爵者に対し忠誠を要求し期待した際、有爵者が封国という官僚機構の長たることが重視され、當時官界に存した忠に關する思潮をそこにたくみに利用しようとしたことは無視できない。これについては次稿で論ずる。

註

- (1) 拙稿、「劉宋の五等開國爵と貴族」(東洋史學) (第十六輯) 参照。
- (2) 仁井田陞氏、「支那身分法史」参照。
- (3) 禪讓については宮川尚志氏、「六朝史研究政治・社会篇」参照。
- (4) 河地重造氏、「晋代の「士」身分と社会秩序の諸問題」(經濟學雜誌第三) (十九卷第二号) 参照。
- (5) 尊降制、厭降制については、藤川正数氏、「魏晋時代喪服礼の研究」参照。
- (6) 宮崎市定氏、「九品官人法の研究」参照。
なお、州大中正の生成をめぐる政治・社会情勢についての私見は別に發表する予定である。
- (7) 秦錫田撰「補晋異姓封爵表」を一見してもその大勢がよく察知される。ただし、いまとりあげている様態は東晋に入ると崩れかける。それについては前稿でふれた。
- (8) 增淵龍夫氏、「中国古代の社会と国家」参照。
- (9) 拙稿、「西晋の封王の制」(東洋學報第四) (十二卷第一号) 参照。
- (10) 客戸制、鄉論清議については、拙稿、「魏晋の客戸について」(史淵第八)・「晋南朝の士大夫」(歴史學研究) (第十二輯) (第二三八号) 参照。
なお、南朝の客については稿を新たにして論ずる。
- (11) 戸籍制度については、拙稿、「南朝の戸籍問題」(史學雜誌第六十九編)・「魏晋の戸について」(和田博士東洋史論叢) (第十九号) 参照。

Peerage of Tsin (晋) and of Sung(宋)
—「Five Peerage and Aristcrats in Liu-Sung(劉宋)Dynasty」—

Sigeaki OCHI

The three points of this paper are as following:

1. There is much difference between the character of peerages—prince marquis, count, viscount and baron—in Tsin (晋) period and in Sung (宋) period. In this paper I examined this problem from

two points— how a title given by the former dynasty was dealt with and whether a man who was given a higher title by the same dynasty could transfer the former title to his prosperity. I cleared that this difference related to the transformation of the ruling system from Tsin dynasty which was of aristocratic to Sung dynasty which tried to deny the former.

2. Feudal system of Tsin period consisted mainly of a system of enfeoffed lords and the system of the five peerages. There is an opinion that this system is close to that of Chou (周) period which was known by scriptures. But in the fact it is difficult to regard this as a feudal system even in connection with a frame of the system such as mourning system. I concluded that this system should be regarded as one of bureaucratic organization in a broad sense.

3. I examined the real state of income of feudal lords in the feudal system of Tsin dynasty and probed that it was too limited for them to possess "the power" as feudal lords.